横浜市戸部本町地域ケアプラザ

指定管理者　提案書類

令和６年12月

横浜市西区福祉保健課

横浜市戸部本町地域ケアプラザ指定管理者　提案書類（表紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認欄 | インデックス番号 | 番号 | 提出資料名 |
| □ | － | 18 | 提案書類（表紙） |
| □ | １ | 19 | 事業計画書（様式ア） |
| □ | ２ | 20 | 指定管理料提案書、収支予算書及び賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式イ－①②③）【エクセルファイル】 |
| □ | ３ | 21 | 指定申請書を提出する日の属する事業年度における収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）【※】 |
| □ | ４ | 22 | 直近３か年度分における貸借対照表、財産目録、損益計算書及び資金収支計算書等【※】【エクセルファイル】 |

※：提出日時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の事業年度及び直近の３か年度の書類をそれぞれ御提出ください。

様式ア

事　業　計　画　書

|  |
| --- |
| 【注意事項 】  　１部あたり50ページ程度を限度に作成してください。 |

１　運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

　　地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

　　地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

２　団体の状況

　(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

　(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

３　職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

４　施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(3) 災害等に対する取組について

ア　福祉避難所の運営について

　　地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

イ　災害等に備えるための取組について

　　震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ５．３（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

５　事業

(1) 全事業共通

ア　施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

イ　総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応ついての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

ウ　各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

エ　地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

オ　区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

カ　地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

　　区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

エ　福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(3) 生活支援体制整備事業

ア　高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

イ　多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

　　民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

ウ　目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

エ　高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

　　高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア　総合相談支援事業について

　　　　地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

イ　認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

ウ　権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業  ＜記載場所＞    ■在宅医療・介護連携推進事業  　＜記載場所＞ |

オ　地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

カ　指定介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

キ　一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

ク　多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

６　収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

|  |
| --- |
| ＜記載場所＞ |

＜説明資料＞地域ケアプラザ指定管理料提案書、収支予算書及び賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式イ－①②③）【エクセルファイル】作成方法について

１　指定管理料提案書

(1) 前提条件

ア　提案額

年度ごと、事業ごとの提案額を記載してください。なお、積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠等、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。

イ　消費税及び地方消費税

「10％」として計算してください。

ウ　上限額

各年度67,406,000円の範囲内で交付します。

なお、地域ケアプラザ協力医（630,000円）及び小破修繕費（600,000円）は指定額とします。

＜内訳＞上限額／年額

①地域ケアプラザ運営事業 27,301,000円

②地域包括支援センター事業 33,766,000円

③生活支援体制整備事業 6,185,000円

④一般介護予防事業 　 154,000円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜参考１＞施設使用料相当額について  民間の通所系サービス事業者（以下「民間事業者」という。）は、自ら施設整備費等を負担していることを考慮し、民間事業者との負担の公平性を図るため、地域ケアプラザ運営事業の見込額から通所系サービス事業利用部分に係る施設使用料相当額として1,776,000円（年額）を控除した額を地域ケアプラザ運営事業の上限額としています。  提案額も同様に、地域ケアプラザ運営事業費から施設使用料相当額を控除した額とします。  なお、各施設が負担している施設使用料相当額は、地域ケアプラザの修繕等に活用されます。  ＜参考２＞施設使用料相当額を考慮した上限額の考え方   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 想定上限額（①） |  | 施設使用料相当額（②） | |  | 上限額（①－②） | |

エ　指定管理者制度における賃金水準スライド

指定管理料提案書における賃金水準スライド対象人件費（地域ケアプラザ運営事業、生活支援体制整備事業及び地域包括支援センター運営事業）は、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に応じて、指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金水準スライド」という。）に基づき、賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式イ－③）中の「基礎単価」に「配置予定人数」を乗じた金額を記載します。

オ　管理費及び小破修繕費における按分率

地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業における按分は、79.0：21.0とします。なお、過去３年間の実績を記載していますので参考としてください。

カ　指定管理料の返還

指定管理料は、原則として返還は求めませんが、年度末に指定管理料精算書を提出していただきます。ただし、次に該当する場合には、指定管理料を返還していただきます。

(ｱ) 常勤職員（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター３職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（準ずる者を含む。））。以下「常勤職員」という。）に欠員が生じた場合（※詳細は公募要項に記載）

(ｲ) 地域包括支援センター常勤職員において常勤換算方法を導入した際の差額が生じた場合

(ｳ) 複数圏域の高齢者人口を合算して地域包括支援センター職員を配置した結果、当初の配置基準の合計人数を配置できなかった場合

(ｴ) 介護予防支援の兼務件数の上限件数を超過した場合

(ｵ) 指定額（地域ケアプラザ協力医（630,000円）及び小破修繕費（600,000円））の残額等が生じた場合

(ｶ) 月曜日から土曜日の午後６時から午後９時までについて、利用申込がない場合に、区長の承認を得て閉館（以下「夜間閉館」という。）した場合（夜間閉館日数に3,000円を乗じた金額を返還）

(ｷ) その他区長が必要と認める場合

キ　その他

(ｱ) 記載欄のスペースが不足する場合は、別紙（様式指定なし）を添付してください。

(ｲ) 提示する条件及び内容は、現時点で想定されているものであり、指定期間開始までの間に条件等が変更されることがあります。

(2) 各記載項目について

ア　人件費

職員の雇用にあたっては、労働基準法その他の労働関係法規を遵守することとします。また、職員配置は、現時点での法令、条例等を基準に積算することとし、指定期間開始までに職員の配置基準や条件等に変更があった場合には、それに準ずることとします。

常勤職員について、やむを得ず欠員が生じた場合は、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。

介護予防支援事業※、第１号介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所系サービス事業にかかる人件費は、介護保険事業等の収入で実施します。

※介護予防支援事業は、包括的支援事業が適切に実施されていることを条件として、横浜市では、１人あたり年間240件（指定居宅介護支援事業者への委託分を含む。）まで、包括的支援事業に従事する３職種の兼務を認めています。（上限を超える兼務は認めません。超過件数は、介護予防支援職員を別途雇用するものとします。万一、雇用できない場合、上限超過分は、介護報酬額の精算・返還を求めます。）なお、上限の件数及び考え方は、指定管理期間中に変更する場合があります。

(ｱ) 全体統括

【配置職種】地域ケアプラザ所長（常勤専従１人）

地域ケアプラザ全体を統括する運営責任者とし、専従とします。

なお、地域ケアプラザ所長の人件費は、1/2（0.5）人工を指定管理者負担（介護報酬等）とし

ます。地域ケアプラザ指定管理料提案書には、1/2（0.5）人工の人件費（地域ケアプラザ運営事業1/8（0.125）人工、地域包括支援センター運営事業3/8（0.375）人工で按分）を計上してください。

＜参考＞地域ケアプラザ所長人件費負担割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定管理料負担  1/2（0.5）人工 | | 指定管理者負担  1/2（0.5）人工 |
| 地域ケアプラザ  運営事業  1/8（0.125）人工 | 地域包括支援  センター運営事業  3/8（0.375）人工 |

(ｲ) 地域ケアプラザ運営事業

【配置職種】地域活動交流コーディネーター（常勤専従１人以上）

地域活動交流事業を実施する職員である常勤１人は専従とし、他の事業との兼務は認めないこととします。また、地域ケアプラザの開館日数、開館時間等を考慮し、地域活動交流事業が円滑に実施できるようサブコーディネーター等の必要な非常勤職員を適切に配置してください。

(ｳ) 生活支援体制整備事業

【配置職種】生活支援コーディネーター（常勤専従１人以上）

生活支援体制整備事業を実施する職員である常勤１人は専従とし、他の事業との兼務は認めないこととします。

(ｴ) 地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業）

【配置職種】

ａ　保健師その他これに準ずるもの（常勤専従１人以上）

ｂ　社会福祉士その他これに準ずるもの（常勤専従１人以上）

ｃ　主任介護支援専門員その他これに準ずるもの（常勤専従１人以上）

包括的支援事業を実施する職員は、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年９月横浜市条例第50号）で定められている条件を満たしている職員を配置することとします。

なお、法令で定められているように、各職種とも専従とし、他の事業との兼務は認めないこととします。

地域包括支援センター常勤職員は、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱別表第３に基づき、公募要項に記載されている配置人数で提案することとします。

(ｵ) その他

【配置職種】事務職員等

必要に応じて事務職員等を適切に配置してください。

なお、施設の運営に対する本部事務経費（労務、経理、契約等）の業務量を勘案し、提案額に含めて計上することができます。

イ　事業費

各事業を実施するにあたり必要となる事業費を計上してください。なお、記載の際は、次の点に注意してください。

(ｱ) 地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業

利用者からの自己負担を求めることができるものとします。ただし、自己負担として求められるものは、材料費、講師謝金及びボランティア保険等、１人あたりに生じた費用の考え方が明確になるもののみとし、光熱水費等その事業にかかった１人あたりの費用を明確に把握することが困難な経費は、含めないこととします。

※地域ケアプラザ協力医の派遣に関する事業にかかる費用は、別途指定額としますので、ここでは見込まないでください。

(ｲ) 生活支援体制整備事業

利用者からの自己負担を求めることができるものとします。ただし、自己負担として求められるものは、材料費、講師謝金及びボランティア保険等、１人あたりに生じた費用の考え方が明確になるもののみとし、光熱水費等その事業にかかった１人あたりの費用を明確に把握することが困難な経費は、含めないこととします。

(ｳ) 一般介護予防事業

介護予防講座、教室等に係る講師謝金、損害保険料、会場使用料及び教材費に使用します。ただし、栄養講座で調理実習等を実施する場合の食材料費は、利用者からの自己負担を求めます。

　　　(ｴ) 介護予防支援事業、第１号介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所系サービス事業に

係る事業費

介護保険事業等の収入で実施します。

ウ　事務費

事務費は、地域ケアプラザ運営事業、生活支援体制整備事業及び地域包括支援センター運営事業を実施するために必要な事務費とします。

なお、事務費として想定される内訳は、次のとおりとします。

　　　　備品購入費、旅費交通費（ガソリン代）、研修費、通信運搬費（切手代、電話代等）、リース代、印刷製本費、各種消耗品（施設の保守に係る消耗品は除く）、施設賠償責任保険加入費等

また、介護予防支援事業、第１号介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所系サービス事業に係る事務費は、介護保険事業等の収入で実施します。

エ　管理費（光熱水費）

管理費（光熱水費）は、電気、ガス、水道等の使用料金とします。施設規模及び利用者の人数等を考慮して見込んだ１年間の全体の使用料金から、通所系サービス事業に要する経費（年間想定通所系サービス利用者延べ人数×531円）を除く経費について、記載してください。

オ　管理費（保守管理、環境維持管理費）

保守管理及び環境維持管理費（建築基準法第12条に伴う点検経費を含む。）は、性能や機能を維持すること等を目的とし、施設の利用者が安全で快適に施設を利用することができるように業務を実施していただくための経費とします。

特に昇降機（エレベータ）は、利用者の安全性を確保するため、フルメンテナンスでの契約（建築基準法第12条に伴う点検を含む）が望ましいと考えられます。当該フルメンテナンス契約を当該指定管理者の意思によって変更した場合は、部品交換等の修繕が発生しても、市費で負担しない場合があります。

保守管理及び環境維持管理費（建築基準法第12条に伴う点検経費を含む。）は、全体の見込み経費から通所系サービス事業に要する経費（37％相当）を除く経費について、記載してください。

(ｱ) 有資格者の配置

施設管理等に関する専門業務について、委託に拠らず施設職員が担当する場合は、各種法令に基づき担当業務に必要な有資格者を配置してください。

(ｲ) 小破修繕

小破修繕に関する費用は、別途指定額として指定管理料に加算しますので、ここでは見込まないでください。

(ｳ) 建築基準法第12条に伴う点検経費

建築基準法第12条に伴う点検費用は、地域ケアプラザにおいて必要な金額（応募団体所有の施設（通所系サービス事業等）を併設する場合、その部分に係る経費は除く。）を計上してください。ただし、竣工又は外壁改修や点検等から10年を経てから最初の点検の際に行う外壁タイル等の全面打診に係る費用は除外して計上してください。

（参考：次回建築物点検：令和８年）

(ｴ) 自家用電気工作物

自家用電気工作物を有する施設は、指定管理者は、電気事業法その他の法令等に基づき、必要な管理体制を整えてください。

　　カ　団体本部経費

　　　　当該施設において必要となる経費以外に、団体の本部から支援等を受けるために必要な間接的な経費（本部における経理・事務経費等）があれば、計上してください。

２　収支予算書

(1) 横浜市支払想定額の欄には、上記１の指定管理料提案書で算出した各「合計」を記載してください。

(2) 記載にあたっては、介護保険事業（介護予防支援事業、第１号介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所系サービス事業）も含めた全事業の金額を記載してください。

(3) 「介護保険事業収入」には、「介護予防支援事業」、「第１号介護予防支援事業」「居宅介護支援事業」及び「通所系サービス事業」の収入見込みを記載してください。

＜参考＞戸部本町地域ケアプラザにおける過去３年間の管理費（光熱水費、保守管理・環境維持管理費）実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象年度 | 種別 | 科目 | 実績小計 | 実績合計 |
| 令和３年度  （2021年度） | 指定管理料負担 | 光熱水費 | 6,287,472円 | 10,626,994円 |
| 保守管理費 | 4,339,522円 |
| 通所系サービス事業  負担 | 光熱水費 | 5,158,665円 | 7,728,655円 |
| 保守管理費 | 2,569,990円 |
| 令和４年度  （2022年度） | 指定管理料負担 | 光熱水費 | 10,404,207円 | 14,712,152円 |
| 保守管理費 | 4,307,945円 |
| 通所系サービス事業  負担 | 光熱水費 | 5,206,455円 | 7,681,832円 |
| 保守管理費 | 2,475,377円 |
| 令和５年度  （2023年度） | 指定管理料負担 | 光熱水費 | 7,601,561円 | 12,016,281円 |
| 保守管理費 | 4,414,720円 |
| 通所系サービス事業  負担 | 光熱水費 | 5,878,701円 | 8,471,465円 |
| 保守管理費 | 2,592,764円 |
| ３か年平均 | 指定管理料負担 | 光熱水費 | 8,097,747円 | 12,451,809円 |
| 保守管理費 | 4,354,062円 |
| 通所系サービス事業  負担 | 光熱水費 | 5,414,607円 | 7,960,651円 |
| 保守管理費 | 2,546,044円 |

＜参考＞戸部本町地域ケアプラザにおける過去３年間の修繕実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象年度 | 修繕内容 | 実績小計 | 実績合計 |
| 令和３年度  （2021年度） | デイルーム脱衣室天井配管補修工事 | 77,000円 | 1,353,000円 |
| １階・2階天井照明蛍光灯安定器修理 | 231,000円 |
| デイルーム脱衣室天井  喚起ユニット交換工事 | 946,000円 |
| 玄関自動ドア装置交換工事 | 99,000円 |
| 令和４年度  （2022年度） | デイルーム多目的トイレ引戸修理 | 31,900円 | 3,046,244円 |
| 2階調理室排水管水漏補修工事 | 38,500円 |
| 貸室・調理室洗面台修理 | 17,490円 |
| ２階男子トイレナースコール交換工事 | 64,350円 |
| 業務用給湯器交換工事４台分 | 535,650円 |
| １階事務室電気温水器交換工事 | 154,550円 |
| ２階調理室コントローラ交換工事 | 29,700円 |
| 特別避難階段誘導灯バッテリー交換 | 4,433円 |
| 屋上・6階蛍光灯安定器交換 | 8,866円 |
| 特別避難階段排煙口修理 | 63,206円 |
| 防火シャッター用感知器交換 | 60,604円 |
| 自動火災報知機設備受信機更新工事 | 1,716,000円 |
| 特別避難階段誘導灯バッテリー交換 | 73,616円 |
| １階トイレ詰り高圧洗浄３か所分 | 29,040円 |
| デイルーム電気温水器交換工事 | 199,705円 |
| デイルーム男子トイレバルブ修理 | 18,634円 |
| 令和５年度  （2023年度） | デイ・浴槽リフト用車椅子修理 | 39,820円 | 895,917円 |
| デイ・浴室シャワー温度調節修理 | 29,689円 |
| デイ・浴室サーモ水栓修理 | 60,500円 |
| デイ・厨房排気ダクト点検修理 | 165,000円 |
| 屋上冷却塔簡易薬注システム交換 | 143,000円 |
| １階多目的トイレ・ピストンバルブ修理 | 19,998円 |
| ２階デイルーム・女子トイレピストンバルブ修理 | 19,822円 |
| デイ風呂用リフター足受けベルト交換 | 48,543円 |
| 家具扉及び脱衣室カーテンレール修理 | 165,000円 |
| デイサービス天井照明器具交換工事 | 168,080円 |
| １階多目的トイレ  ピストンバルブ修理 | 36,465円 |